

医対発第 356号
こ支発第 585号
令和8年(2026年)9月25日

指定難病及び小児慢性特定疾病指定医療機関 御中

熊本市長 大西 一史
(公印省略)

令和8年熊本地震に伴う特定医療費（指定難病）及び小児慢性特定疾病医療費の
支給認定有効期間の延長について（通知）

日頃より本市の医療行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

既にご存知のこととは存じますが、令和8年熊本地震による災害が、令和8年8月7日付けで特定非常災害として指定され、被災者の行政上の権利利益の満了日が令和9年1月27日とされる措置がなされたことを受けて、令和8年8月17日付けで令和8年厚生労働省告示第324号が告示され、このことにより、特定医療費（指定難病）及び小児慢性特定疾病医療費の支給認定期間も令和9年1月27日まで延長されることとなりました。

つきましては、指定難病及び小児慢性特定疾病医療受給者証の有効期間について、下記のとおりお取り扱いいただきますようお願いいたします。

記

1 告示により措置される内容

（1）指定難病医療受給者証をお持ちの方

熊本市にお住まいで、特定医療費の支給認定を受けている方については、当該支給認定の有効期間が令和8年9月30日に満了する場合には、当該有効期間を令和9年1月27日まで延長する。

（2）小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方

熊本市にお住まいで、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている方については、当該支給認定の有効期間が令和8年9月30日に満了する場合には、当該有効期間を令和9年1月27日まで延長する。ただし、令和9年1月27日までに20歳を迎える者にあつては、20歳到達日の前日とする。

2 依頼内容

（1）令和8年10月1日から令和9年9月30日までを有効期間とする医療受給者証の提示があった場合

上記の期間を有効期間とする受給者証をお持ちの方は、期限までに更新申請を行い認定となった受給者ですので、通常どおり御対応ください。

なお、更新申請後、審査の結果不認定となった方については、受給者証の有効期間は従前のとおり令和8年9月30日までとなります。

(2) 令和8年9月30日を期限とする医療受給者証の提示があった場合

今年度の更新申請の受付期限は9月30日までとしておりますが、この期限までに更新申請を行うことができなかった方に対して、文書により、有効期限が「令和8年9月30日」と記載されている受給者証は、令和9年1月27日まで有効として取り扱うとともに、更新申請受付期間を同じく令和9年1月27日まで延長する旨お知らせしております。

医療機関におかれましても、同様に、有効期限が「令和8年9月30日」と記載された医療受給者証については、令和9年1月27日まで有効なものとしてお取り扱いいただきますようお願いいたします。

なお、当該受給者については、本特例措置の期間中に更新申請を行う必要がありますので、本人にその旨をお伝えいただきますよう、御協力をお願いします。

(3) 更新手続き中の受給者の医療費について

上記受給者については、可能な範囲で医療費の徴収を保留いただき、新たな医療受給者証にて自己負担上限額を御確認後に精算いただきますよう、御協力をお願いします。

ただし、医療機関の運営上又は事務処理上の都合により対応が困難な場合は、この限りではありません。

3 市ホームページの掲載について

本通知の内容は、以下のページでもご確認いただけます。

(1) 特定医療費（指定難病）医療受給者証の有効期間に関すること

ホーム>分類から探す>健康・医療・福祉>医療>がん・難病対策>難病対策>指定医療機関・指定医

→令和8年熊本地震に伴う指定難病医療受給者証の取扱いについて

(2) 小児慢性特定疾病医療費受給者証の有効期間に関すること

ホーム>分類から探す>ビジネス事業者の方へ>福祉関係事業>指定小児慢性特定疾病医療機関・小児慢性特定疾病指定医の申請について

→令和8年熊本地震に伴う小児慢性特定疾病医療費の支給認定有効期間の延長について

【問合わせ先】

(指定難病に関すること)

熊本市 健康福祉局 保健衛生部

医療対策課 担当：竹馬（ちくば）、坂本（さかもと）

電話：096-364-3300（直通）

(小児慢性特定疾病に関すること)

熊本市 こども局 こども育成部

こども支援課 担当：梶原（かじわら）

電話：096-328-2158（直通）